騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する 地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について

> 平成8年3月29日 仙台市告示第185号 改正 平成13年3月8日 仙台市告示238号 改正 平成27年6月22日 仙台市告示286号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について,平成8年仙台市告示第185号を次のとおり変更し,公示の日から実施することとしたので,同法第3条第3項及び第4条第3項の規定により,告示します。

その関係図面は、環境局環境部環境対策課において一般の縦覧に供します。

1 騒音規制の指定地域

指定地域は、仙台市の区域のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 5 条の規定により指定された都市計画区域(同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域を除く。)とする。

2 騒音の規制基準

規制基準は、次の表に掲げる時間及び区域の区分に応じ、同表に定めるとおりとする。

ただし、同表に掲げる第二種区域、第三種区域又は第四種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地及びその周囲 50 メートルの区域内における当該基準は、同表に定める値からそれぞれ 5 デシベルを減じた値とする。

時間の区分	朝	昼間	タ	夜間
	午前6時から	午前8時から	午後7時から	午後 10 時から
区域の区分	午前8時まで	午後7時まで	午後 10 時まで	翌日の午前6時まで
第一種区域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第二種区域	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第三種区域	55 デシベル	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第四種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考

- 1 この表において、「第一種区域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域並びに同項第2号に規定する文教地区の区域をいう。
- 2 この表において、「第二種区域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域(これらの地域のうち、文教地区として指定された区域を除く。)、同号に規定する近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの並びに同法第7条第1項に規定する市街化調整区域の区域をいう。
- 3 この表において、「第三種区域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業 地域(第二種区域に該当する区域を除く。)、商業地域及び準工業地域の区域をいう。
- 4 この表において、「第四種区域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域の区域をいう。